

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8 番地				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	京都市 京都市長 門川大作				
事業者の主たる業種	地方自治体：京都市役所（交通局、上下水道局を除く）				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年4月 ～ 平成23年3月				
基本方針	本市は、平成17年2月16日に発効した京都議定書誕生の都市として、市民、事業者等の参加と協働により、環境共生型都市の実現に向け、環境をあらゆる政策の基本として取り組み、以下のことを目的として温室効果ガス削減を図る。 ①市内有数の大規模事業者として、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努め、本市の目指す削減目標及び我が国に課せられた削減目標の達成につなげる。 ②率先した取組を進め、公表することにより、市民、事業者の参加と協働による取組の推進を図る。 ③事業者としての取組を推進することにより、本市職員の地球温暖化問題に対する関心を向上させ、全庁を挙げた地球温暖化対策の推進を図る。				
推進体制	<p>「京都市役所CO2削減アクションプラン」を効果的・効率的に推進するため、市長を本部長とした組織である「京都市地球温暖化対策推進本部」（平成17年4月設置）により総合的な地球温暖化対策を推進する。</p> <p>また、各局、区役所・支所等ごとに環境管理実行部門を設置し、これに局等実行責任者、局等事務局、職場実行責任者、職場実行副責任者を配置し、各所属における省エネルギー等の取組を推進する。平成21年9月からは、市役所本庁舎、区役所・支所等のオフィス系関連庁舎において、これまでのISO14001を運用してきた経験を踏まえ、ISO規格を準用した、京都市独自の環境マネジメントシステム「KYOMS」に移行し、ISO14001認証取得に掛かる経費を削減すると同時に、より実践的・効率的な運用方法で、環境に配慮した取組を推進していく。</p>				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001	KES	KYOMS	
	適用範囲	別添1のとおり	別添1のとおり	別添1のとおり	
	取得年月日	別添1のとおり	別添1のとおり	別添1のとおり	
年度ごとの具体	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20～22	事務系部門	事務系部門では、電気、都市ガス、ガソリンなどのエネルギー使用量の削減を徹底し、温室効果ガス排出量を1.5%削減する。		
	20～22	事業系部門	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理事業では、ごみの減量・リサイクルを進めるとともに、施設における省エネルギーの徹底を図り、温室効果ガス排出量を20.0%削減する。 ・市場運営事業では、食品の安全・安心の確保を図りながら、市場における省エネルギーの徹底を図り、温室効果ガス排出量を2.7%削減する。 		
	20～22	市民サービス系部門	市民サービス系部門では、サービスの向上等により温室効果ガス排出量の増加が見込まれるが、市民サービスの低下を招かない範囲でエネルギーの使用削減に努め、温室効果ガス排出量を5.6%削減する。		
	20～22	株式会社ビバ管理施設	前計画期間においては、個別の特定事業者として計画書を提出していた株式会社ビバ管理の本市施設について、新たに京都市の排出量に含め取組を進める。施設の稼働率は維持、向上させながらも、照明や空調の管理を徹底することで、省エネルギー化を図り、温室効果ガス排出量を現状維持していく。		
	20～22	財団法人京都市音楽芸術振興財団管理施設	前計画期間においては、個別の特定事業者として計画書を提出していた財団法人京都市音楽芸術振興財団管理の本市施設について、新たに京都市の排出量に含め取組を進める。施設の稼働率は維持、向上させながらも、不要な照明の消灯励行や、省エネルギー部品への交換等を行い、温室効果ガス排出量を前年度比1%、目標年までに3%削減		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	76,466.8 t	75,527.8 t	-1.2 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	173,877.1 t	136,924.0 t	-21.3 %	
	排出合計	*1 250,343.9 t	*2 212,451.8 t	-15.1 %	
	目標設定の考え方	事務系、事業系及び市民サービス系の各部門の目標については、「京都市役所CO2削減アクションプラン」に掲げる目標と同様に設定し、それ以外については、施設ごとに見込む。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
	原単位の指標及び計画数値設定の考え方				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等	（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	ha	t		
	府内産の木材の利用	m ³	t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	40894.6 kWh	13822.4 t		
	グリーン電力の購入	GJ	t		
	削減量等合計	kwh	*3 13822.4 t		
	差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		*1 250343.9 t	(+2) (-+3) 198629.4 t	-20.7 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	業種が公務であるため記載しない。				
特記事項	平成21年11月時点において平成22年度からの稼働を予定していた焼却灰溶融炉が、年度内に稼働しなかったため、前計画書における事務所等排出区分の目標値（原油換算量：78,458.4 k1、二酸化炭素換算量：132,461.3 t）から、焼却灰溶融炉による排出量見込値（原油換算量：30,850.6 k1、二酸化炭素換算量：56,933.5 t）を削減している。				
	市役所本庁舎及び消防庁舎では、ゼロ・エミッションを推進し、ごみの分別を徹底し、リサイクル率を95%以上にしている。				

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実施、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。